

(第73回定時株主総会招集通知添付書類)

第73期 報 告 書

自 2020年4月1日

至 2021年3月31日

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 役 会 の 監 査 報 告



築地魚市場株式會社

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

①経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、戦後最悪と言われる景気悪化となり、特に緊急事態宣言後は不要不急の外出の自粛、テレワークの推進等により、企業業績は二極化傾向が強まり、新型コロナウイルス禍の収束時期が見通せないことから、先行き不透明な厳しい状況が続いております。海外においては、新型コロナウイルスのワクチン開発が進められ、ワクチン接種により鎮静化を図る国もあれば、対応が遅れ猛威を振るっている国などがあり、グローバルなコロナショックは日本経済の浮沈に少なからず影響を与えております。

②決算概況

このような状況のもと、当社グループは、組織再編による責任体制の明確化と顧客重視の品質管理体制の充実、適正在庫による販売の効率化のための社内管理体制の見直し、採算管理の細分化による営業費用の適正化という期初に掲げた施策を推進してまいりました。しかしながら同感染症の影響は大きく、インバウンド消費の消失とともに、昨年4月からの度重なる緊急事態宣言により、外食産業の需要が大きく減少し、これら外食向け・業務筋の販売が大きく減少しました。特に高級魚を中心とした高単価生鮮品は、取扱数量・単価ともに大きく下落しました。その反面、いわゆる巣ごもり需要等により冷凍水産物及び加工水産物は健闘したものの、生鮮水産物の落ち込みをカバーするまでには至りませんでした。

上記要因により、主要セグメントである水産物卸売業の売上高は減少となりましたが、在庫の適正化と商流の変化への対応により売上総利益率がアップし、保管経費の削減及び組織再編による効率化も相俟って、損益面では大幅な改善となりました。

その結果、当連結会計年度の連結売上高は66,621百万円（前年同期売上高71,658百万円）、営業利益は132百万円（前年同期営業損失690百万円）、経常利益は189百万円（前年同期経常損失674百万円）、特別利益として固定資産売却益964百万円及び投資有価証券売却益26百万円を計上並びに特別損失

として減損損失407百万円、貸借契約解約損73百万円及び事業構造改善費用53百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は518百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失690百万円）となりました。

③部門別の状況

【水産物卸売業】

売上高は65,330百万円（前年同期は70,367百万円）、セグメント損失164百万円（前年同期は1,010百万円のセグメント損失）となりました。

生鮮水産物は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による飲食店の営業自粛で、鮮マグロや活魚等の高単価生鮮品の扱いが大きく落ち込み、取扱金額が減少となりました。

冷凍水産物は健闘したものの、業務筋への販売が減少したことなどにより冷マグロを中心に扱いが減り、取扱金額が減少となりました。

加工水産物は、うなぎ蒲焼、イクラ、煮タコなど、巣ごもり需要の影響により取扱金額が増加となりました。

【冷蔵倉庫業】

豊洲市場内の冷蔵庫では、取引先の一部が緊急事態宣言の余波で営業休止するなど、生鮮品の保管料売上が減少しましたが、保管品の勧誘など営業努力により、冷凍品の保管料売上が増加しました。しかし維持費や管理費が増加したこともあり、売上高は1,135百万円（前年同期は1,134百万円）、セグメント利益は208百万円（前年同期は228百万円のセグメント利益）となりました。

【不動産賃貸業】

売上高、セグメント利益ともに前年並みに推移しました。

(売上高明細)

区 分	第 72 期 2020 年 3 月 期		第 73 期 2021 年 3 月 期 (当連結会計年度)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
水 産 物 卸 売 業	70,367 ^{百万円}	98.2 [%]	65,330 ^{百万円}	98.1 [%]
冷 蔵 倉 庫 業	1,134	1.6	1,135	1.7
不 動 産 賃 貸 業	157	0.2	155	0.2
合 計	71,658	100.0	66,621	100.0

(2) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社は、卸売市場法に基づく東京都中央卸売市場の荷受会社として、“国民の健康的な食生活への貢献”という社会的使命を果たしていくとともに、集荷力・販売力の強化に努め、首都圏の一大消費地を抱える市場荷受としての優位性を発揮しつつ、“旧来型の荷受会社から、広範な機能を有する水産食品卸への転換”を図り、新たな価値創造によってステークホルダーの期待に答えてまいります。

②中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

○次期中期経営計画について

当社グループは、2021年度（2022年3月期）から2023年度（2024年3月期）までを対象期間とした新中期経営計画『SG-2023（サステナブル グロウス2023）』（持続的な成長2023）を策定、当社グループが2023年度（2024年3月期）までの持続的な成長のための諸施策と最終目標数値を決定いたしました。

・基本コンセプト

「水産食品卸としてのプラットフォームを充実させ、持続的な成長を目指す」

近年の水産資源に関わる原料供給の変化、食にまつわるライフスタイルの変化に加え、新型コロナウイルスの蔓延が消費者購買スタイルに構造的な変革を促しております。この状況下、当社グループは水産食品卸として、持続的な成長を続けるためのプラットフォームを充実させる施策を実行してまいります。また、荷主様・メーカー様、仲卸様をはじめとする買受人様との協業を基に、商流の深化と拡大を目標といたします。

・重点課題と行動計画

a)機能面について

1. 物流の根幹を成す2棟の冷蔵庫を統合し、有機的・効率的な運営を行い、首都圏物流の充実を図る。
2. グループ会社での加工機能の強化を図り、製品販売及び流通網の拡大を目指す。

3. 保有するMSC、MEL ver. 2 など、持続可能な漁業・水産物の各種認証を活かした商流を拡大する。
4. 安全・安心基準の更なるレベルアップを推進する。
5. 機能強化の為に新規投資を推進する。
6. 人事制度の刷新を含めた、働き方の多様性を尊重した労働環境の改善を目指す。

b) 商品戦略について

1. 生鮮

豊洲市場の大きな特色である鮮魚類・鮮マグロ類については、産地・品質に徹底したこだわりを持ち続け、出荷者様と買受人様の満足度の最大化を図る。

2. 養殖

供給面と品質の安定性を持つ養殖魚の取扱いを拡大するため、養殖魚取扱いの専門組織を新設する。

3. 塩冷・加工品

荷主様・メーカー様との販売企画及び商品開発を拡大し、有機的な製販協業体制の構築を目指す。

- ・ 3年後の目標数値（連結ベース）

（単位：百万円）

	SG-2023		
	2021年3月期	2022年3月期	2024年3月期
	実績	予想	目標
売上高	66,621	58,000	62,000程度
営業利益	132	300	400程度
経常利益	189	300	400程度
親会社株主に帰属する当期純利益	518	250	350程度
自己資本比率	36.6%	37.0%	40%程度
連結配当性向	15.1%	20～30%を目処に、継続的かつ安定的に実施	

2022年3月期より「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号）を適用するため、上記表内の2022年3月期予想数値及び2024年3月期目標数値は当該会計基準等を適用した金額となっております。

2021年3月期の会計基準（旧来ベース）算出の予想及び目標数値は、下記のとおりとなります。

	2021年3月期	2022年3月期	2024年3月期
	実績	予想	目標
売上高	66,621	72,000	76,000程度

(注) 上記の予想及び目標値は、現時点における入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、実際の業績は今後の事業環境の変化等の様々な要因により大きく異なる可能性があります。

この経営計画の一環として

- ①業務効率化を目的に、2021年4月1日に株式会社東市ロジスティクスを存続会社とした株式会社東市ロジスティクスと豊海東市冷蔵株式会社との合併を行っております。（両社とも連結子会社のため、この合併による連結決算に与える影響は軽微であります。）
- ②連結上の重要性が増したことにより、2021年4月1日より株式会社キタシヨクを連結の範囲に含めることといたしました。

○株主優待制度の導入について

株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式の魅力を高め、より多くの皆様に当社グループ会社の製品を認知していただくことを主な目的として、株主優待制度を導入いたします。詳細については、2021年3月9日発表の「株主優待制度の導入に関するお知らせ」及び当社ホームページをご参照ください。

○新型コロナウイルス禍への対応

昨年に引き続き当社グループでは、お取引先様と従業員の安全を第一に、新型コロナウイルス感染予防のため、衛生管理（マスクの着用、手指の消毒、体温の測定と報告等）の徹底とともに、時差出勤、テレワークなどの対策を講じており、収束の時期が読めない中、事業活動に一定の制約があるものの、ポストコロナも見据え、今後も継続して上記対策を実施してまいります。

このような状況の中、万が一に備え、農林水産省・東京都・豊洲市場協会と緊密な連携のもと、危機管理体制の確立、感染拡大防止策、市場流通の確保、風評被害対策を盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症発生に伴う事業継続計画」を策定しております。また、豊洲市場内にある当社冷蔵庫において、高い除菌効果を持つ「弱酸性次亜塩素酸水」を精製、冷蔵庫の衛生状態を保持するとともに豊洲市場関係者に継続して供給し、市場での生鮮品流通の安心・安全の確保に協力しております。

株主各位におかれましては、こうした当社グループの経営施策や取組みに対して、ご理解を賜りますとともに、今後とも引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は、総額は196百万円（無形固定資産を含む）であります。その主なものは当社の基幹システムの入れ替えに伴う投資であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第 70 期	2018年度 第 71 期	2019年度 第 72 期	2020年度 第 73 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	78,801	76,808	71,658	66,621
経 常 利 益 (百万円)	38	△40	△674	189
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	385	△64	△690	518
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	171円98銭	△28円60銭	△307円92銭	231円22銭
総 資 産 (百万円)	19,004	17,479	15,181	15,556
純 資 産 (百万円)	6,116	5,905	5,143	5,699

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、発行済株式総数より自己株式の数を除いて算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第71期の期首から適用しており、第70期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第 70 期	2018年度 第 71 期	2019年度 第 72 期	2020年度 第 73 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	70,917	68,621	63,105	57,239
経 常 利 益 (百万円)	37	91	△534	159
当 期 純 利 益 (百万円)	375	73	△543	385
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	167円16銭	32円96銭	△242円21銭	171円68銭
総 資 産 (百万円)	18,054	16,626	14,507	14,573
純 資 産 (百万円)	6,013	5,945	5,336	5,756

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、発行済株式総数より自己株式の数を除いて算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	出 資 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
豊海東市冷蔵(株)	50	直接 100.0	冷蔵倉庫業
共同水産(株)	50	直接 100.0	水産物の加工・販売、不動産の賃貸
株東市ロジスティクス	50	直接 100.0	冷蔵倉庫業
築地市川水産(株)	10	間接 100.0	生鮮加工水産物の販売

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

- ① 水産物卸売業……当社は生鮮加工水産物の委託買付販売を、共同水産(株)及び(株)キタショクは生鮮、冷凍加工水産物の加工・販売を、築地市川水産(株)は生鮮加工水産物の販売を、東市築地水産貿易(上海)有限公司は中国向け水産物の販売を行っております。
- ② 冷蔵倉庫業……豊海東市冷蔵(株)及び(株)東市ロジスティクスは冷蔵倉庫業を営んでおります。
- ③ 不動産賃貸業……当社及び共同水産(株)は所有する不動産の一部を当社グループ会社及び外部に賃貸しております。

(8) 主要な営業所（2021年3月31日現在）

① 当社

本社 東京都江東区豊洲六丁目6番2号
府中営業所 東京都府中市矢崎町四丁目1番

② 子会社

豊海東市冷蔵(株) 東京都中央区
共同水産(株) 東京都江東区
(株)東市ロジスティクス 東京都江東区
築地市川水産(株) 東京都江東区
(株)キタシヨク 北海道石狩市
東市築地水産貿易（上海）有限公司 中国上海市

(9) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

	使用人数	前期末比増減
水産物卸売業	239名	△10名
冷蔵倉庫業	44	+1
不動産賃貸業	—	—
合計	283	△9

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
男性 143名	△3名
女性 26	±0
合計 169	△3

(10) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
城北信用金庫	2,077百万円
(株)きらぼし銀行	2,077
江東信用組合	462
(株)みずほ銀行	150
(株)三井住友銀行	50

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,247,520株 |
| ③ 株主数 | 3,363名(前期末比1,164名増) |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
㈱ ベ ニ レ イ	262千株	11.68%
㈱ ヨ ン キ ュ ウ	220	9.82
東 洋 水 産 ㈱	121	5.42
㈱ 海 昇	116	5.20
㈱ み ず ほ 銀 行	111	4.95
横 浜 丸 魚 ㈱	67	2.98
横 浜 冷 凍 ㈱	57	2.56
信 和 技 研 ㈱	42	1.89
㈱ ウ エ ク フ ー ズ	42	1.89
築 地 魚 市 場 持 株 会	32	1.45

- (注) 1. 持株比率は自己株式(3,493株)を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てております。
3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長 (管理本部長)	吉 田 猛
取締役 (常務執行役員営業部門長兼市場営業本部長)	村 山 弘 晃
取締役 (常務執行役員管理本部副本部長兼経理部長)	大 竹 利 夫
取締役 (執行役員冷蔵事業本部長 兼㈱東市ロジスティクス代表取締役社長)	関 均
取締役 (執行役員営業部門長補佐兼商品営業本部長 兼㈱キタシヨク代表取締役社長)	菅 原 謙 二
取締役	石 川 誠
取締役	重 田 親 司
監査役 (常 勤)	伊 藤 隆
監査役	室 谷 和 彦
監査役	長 沼 徹

- (注) 1. 取締役石川誠氏及び取締役重田親司氏は社外取締役であります。
2. 監査役室谷和彦氏及び監査役長沼徹氏は社外監査役であります。
3. 取締役石川誠氏、取締役重田親司氏、監査役室谷和彦氏及び監査役長沼徹氏につきましては、㈱東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役伊藤隆氏は当社総務部長、内部監査室長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役室谷和彦氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役長沼徹氏は丸紅㈱総務部長、丸紅サービス㈱代表取締役社長、芙蓉観光㈱芙蓉カントリー倶楽部代表取締役社長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

②事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 年 月 日	退 任 理 由	退 任 時 の 地 位
村 野 智 基	2020年6月26日	任 期 満 了	取 締 役

③ 執行役員の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	担 当	氏 名
常務執行役員	営業部門長兼市場営業本部長	村 山 弘 晃
常務執行役員	管理本部副本部長兼経理部長	大 竹 利 夫
執 行 役 員	冷蔵事業本部長 兼㈱東市ロジスティクス代表取締役社長	関 均
執 行 役 員	執行役員営業部門長補佐兼商品営業本部長 兼㈱キタシヨク代表取締役社長	菅 原 謙 二
上席執行役員	管理本部長補佐兼業務部長兼総務部、品質管理室、 経営企画チーム担当	林 勝 司
執 行 役 員	豊海東市冷蔵㈱代表取締役社長	田 尻 博 一
執 行 役 員	市場営業本部長補佐兼特種・活魚部長	櫛 田 裕 之
執 行 役 員	塩冷加工品部長	木 村 浩 太 郎
執 行 役 員	鮮魚部長	田 代 二 郎
執 行 役 員	販売促進部長	山 縣 伸 悦

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役石川誠氏、取締役重田親司氏、監査役室谷和彦氏及び監査役長沼徹氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理・監督の立場にある従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2019年6月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記のロ. のとおりとする旨、決議いたしました。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、「持続的な成長によりグループ全体の企業価値と株主価値の増大を図るために樹立する、経営方針の実効をより確かなものとするため、取締役（社外取締役を除く）と執行役員との報酬は、安定的な収益性や長期的な視点を重視した規律あるものとする。」旨の報酬決定方針を定めております。

また、本方針に基づき、報酬基準額に会社業績評価と役員別に定めた個人業績評価を反映させる仕組みの「役員報酬ガイドライン」を定めております。

当社は、取締役の報酬については固定報酬と業績連動報酬を区分して支給する方法は採用せず、役職ごとに決めた基準報酬に業績評価（職位の高いものほど大きいウェイト＝プラス30%～マイナス30%で連結実態純利益にリンクする仕組み）と個人評価（プラス12%～マイナス12%、個別調整を加味）を反映させて役員報酬を支給しています。

社外取締役、監査役の報酬については、業績に連動させず固定報酬を支給しています。

取締役の報酬の決定に際しては、上記の方針及びガイドラインに基づき、社長、管理担当役員、非常勤取締役（社外取締役）等で構成された役員処遇委員会で、業績評価における実態純利益の評価方法、個人評価における個別調整及び個別報酬の妥当性について審議するプロセスを経て、株主総会で授権された範囲内で客観性と公正性を確保し適正に決定しています。

また、監査役の報酬の決定は株主総会で授権された範囲内で、法令に従い監査役の協議にて、適正に決定しております。

なお、当社は、役員退職慰労金制度は廃止しており、株式報酬制度（RS、信託型、ストックオプション）も導入していません。

当社の取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額200万円以内（使用人分給与は含まないものとする。）と決議しております。

また、当社の監査役の報酬限度額は、1984年6月29日開催の第36回定時株主総会において月額300万円以内と決議しております。

- ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、役員処遇委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会では決定方針に沿うものであると判断しております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会にて代表取締役吉田猛に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適任と考えるからであります。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、役員処遇委員会で検討を行っております。

ホ. 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2)	85百万円 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	16 (7)
合 計	11	101

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額200万円以内（使用人分給与は含まないものとする。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、1984年6月29日開催の第36回定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石川 誠	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 重田親司	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。 企業経営者としての知見・経験も踏まえた助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 室谷和彦	当事業年度に開催された取締役会18回の内17回に、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 取締役会において、税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な助言・提言を行っております。
監査役 長沼 徹	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 取締役会において、企業経営者としての知見・経験も踏まえた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な助言・提言を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、当事業年度の会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨とその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任とする議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制等を下記のとおり整備しております。

なお、当社子会社とは、当社が直接出資する連結子会社をいいます。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

- ①取締役会は、法令、定款及び取締役会規程、その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ②取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ③取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
- ④監査役は監査役会規程及び監査役監査基準に則り、取締役会の職務執行の適正化を監査する。

(2) コンプライアンス

- ①当社及び当社子会社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を定め、取締役が、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員がコンプライアンスを遵守・実践するよう周知徹底する。
- ②当社及び当社子会社は、コンプライアンスを推進するために、体制の整備、コンプライアンスに係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、全社的なコンプライアンスを統括する機関として、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置する。
- ③当社及び当社子会社は、役職員の遵守すべきコンプライアンス・マニュアルを整備し、全役職員にコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図る。
- ④当社及び当社子会社は、社員等の相談・通報窓口として、通常の業務ラインとは別に「コンプライアンスホットライン」を置き、日常の業務においてコンプライアンスに係る問題等に気付いたときは相談できる体制をとる。また、その情報については秘密保持を厳守するとともに、相談者には不利益な取扱いを行わない。

⑤当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固拒絶し、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(4) 内部監査

当社は、内部監査規程を定め、業務の実施部署から独立した内部監査部門が、当社グループに関する実効性のある内部監査を実施する。

ロ. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、リスク管理体制を整備するため、リスク管理規程を定め、リスク管理に係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、リスク管理担当役員を選任し、当社グループのリスク管理を統括する組織を設置して、リスク管理体制についての評価・指導を行う。
- ②当社グループの重要な投資等の個別案件については、職務権限規程及び稟議規程に基づき、経営会議で審議後、社長の決裁を得る。さらに、法令・定款及び案件の重要度に応じ、取締役会の承認を取得する。
- ③不測事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の把握に努め、当社グループの損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、経営方針・経営戦略等、当社グループの全役員・社員が共有する目標を定め、その浸透を図るとともに目標達成に向けて、各自が実施すべき具体的な目標を定める。
- ②当社は、職務権限規程により、当社の機構及び職位並びにその指揮命令の系列を定め、業務の適正な運営と効率化を図る。

- ③当社は、業務の執行が効率的に行われることを確保するため、また、経営の意思決定の迅速化を図るため経営会議を設置し、経営に関する最高方針及び全社的重要事項について審議する。

二. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、法令及び文書規程等に基づき、当社が保有する情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、重要な会議の議事録・稟議書類等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は適切に保存しかつ管理する。
- ②取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社子会社の業務執行者の自律的な経営を尊重する一方、事業会社管理規程を定め、当社子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすることを周知徹底する。
- ②当社は、定期的に事業会社の報告連絡会議を開催し情報交換を行い、当社グループ全体の健全な発展を図る。
- ③当社執行役員及び社員が必要に応じて当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を兼任する。
- ④監査役は、監査役監査基準等に基づき、当社子会社に対して営業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。
- ⑤内部監査部門は、定期的に当社子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告する。

ヘ. 監査役への報告体制

- ①当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定期的に職務の執行状況を監査役に報告する。また、取締役及び使用人は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
- ②当社及び当社子会社の役職員は、監査役に対して、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ③当社及び当社子会社は、監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を就業規則に定め、役職員に周知徹底する。

ト. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ②監査役は、代表取締役と協議を実施するとともに、会計監査人と緊密に連携し、定期的に会合をもつなど意見及び情報交換を行い、内部監査部門とも緊密な連携を保つ。
- ③取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる諸費用(訴訟、往査の費用、外部専門家の活用にかかる費用等)については、必要に応じ予算を措置する。

チ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からの要請がある場合には、専属の使用人を配置して監査役の命令下において監査業務が遂行できる体制を確保する。また、当該使用人に係る人事異動、人事考課、懲戒処分については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

①コーポレート・ガバナンスについて

当社は、監査役出席のもと、定例取締役会を年12回、臨時取締役会を6回開催し、活発な議論や意見交換を行い、取締役会の実効性を確保しております。さらに、定例執行役員会を毎月開催し、執行役員の業務遂行状況をチェックしております。また、社外取締役・監査役に対しては議案内容の事前説明を行い、業務執行の意思決定の適正性、その監督の実効性を確保しております。なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細については、当社開示の「コーポレート・ガバナンス報告書」をご参照ください。

②コンプライアンス、リスク管理体制について

当社は、コンプライアンス年度計画を策定し、年2回開催のコンプライアンス委員会においてその進捗状況を確認いたしました。また、社員に対し、社内ネットワークを活用して、コンプライアンスにかかわる情報を適宜提供するとともに、社員向けのコンプライアンス研修会の開催や、各種講習会への参加を通じコンプライアンス意識の向上を図っております。

また、当社は、リスク総括表及びリスク評価マニュアルに基づき、当社グループにかかわる様々なリスクを管理しており、年2回開催のリスク管理委員会で状況を確認いたしました。

③当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について

当社グループは、年4回事業会社報告会を開催し、情報交換を通じて予算計画の進捗状況等を確認いたしました。また、当社子会社は事業運営においては、重要な案件について、事業会社管理規程に則り、承認申請・報告を行っております。さらに、内部監査室はグループ会社各社を定期的に訪問し、内部監査を実施しております。

④監査役の職務の実効性確保について

当社は、監査役会を設けており、原則月1回、計15回開催し、監査に関する重要な決議や、監査の方針、監査計画の協議をいたしました。併せて監査の実施状況について情報を共有するとともに、当社の内部統制の整備、運用状況について、各種会議への出席、稟議書等の確認、また、関係部署からのヒアリング等を通じて確認しております。

また、会計監査人、内部監査室その他内部統制にかかわる関係部署と適宜、意見交換を行うなど連携を図り、監査の実効性確保に努めております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,319	流 動 負 債	4,071
現金及び預金	1,330	支払手形及び買掛金	2,248
受取手形及び売掛金	3,211	短期借入金	936
商品及び製品	1,221	リース債	22
原材料及び貯蔵品	17	未払金	44
前払費用	36	未払費用	395
短期貸付金	153	未払法人税等	130
その他	399	未払消費税等	70
貸倒引当金	△49	賞与引当金	70
固 定 資 産	9,167	その他の	152
有形固定資産	6,294	固 定 負 債	5,785
建物及び構築物	4,418	長期借入金	4,338
機械装置及び運搬具	861	リース債	29
土地	711	繰延税金負債	229
リース資産	12	再評価に係る繰延税金負債	8
その他	291	退職給付に係る負債	466
無形固定資産	190	長期未払金	3
投資その他の資産	2,682	長期預り保証金	417
投資有価証券	2,051	資産除去債務	284
その他	680	その他	6
貸倒引当金	△50	負 債 合 計	9,856
繰 延 資 産	69	純 資 産	の 部
開業費	69	株 主 資 本	5,348
資 産 合 計	15,556	資本金	2,037
		資本剰余金	983
		利益剰余金	2,333
		自己株式	△5
		その他の包括利益累計額	351
		その他有価証券評価差額金	332
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	19
		純 資 産 合 計	5,699
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,556

連 結 損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		66,621
売 上 原 価		62,727
売 上 総 利 益		3,893
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,761
営 業 利 益		132
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	44	
貸 倒 引 当 金 戻 入	19	
そ の 他	22	88
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26	
そ の 他	4	31
経 常 利 益		189
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	964	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	26	990
特 別 損 失		
減 損 損 失	407	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	73	
事 業 構 造 改 善 費 用	53	535
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		645
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		123
法 人 税 等 調 整 額		3
当 期 純 利 益		518
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		518

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,037	983	1,882	△5	4,897
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△67		△67
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る			518		518
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	451	△0	451
当 期 末 残 高	2,037	983	2,333	△5	5,348

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	226	—	19	245	5,143
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△67
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る					518
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	106	△0	—	105	105
当 期 変 動 額 合 計	106	△0	—	105	556
当 期 末 残 高	332	△0	19	351	5,699

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社

豊海東市冷蔵(株)、共同水産(株)、(株)東市ロジスティクス、築地市川水産(株)

非連結子会社 4社

築地企業(株)、東市築地水産貿易(上海)有限公司、(株)キタショク、(株)ひのか

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)は、いずれも連結計算書類に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社 0社

非連結子会社である築地企業(株)、東市築地水産貿易(上海)有限公司、(株)キタショク、(株)ひのかは、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の範囲から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち築地市川水産(株)の決算日は2月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、3月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

- 原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ② 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く）
- ……主として定額法
- ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 20～49年 |
| 機械装置及び運搬具 | 15～20年 |
- 無形固定資産（リース資産を除く）
- ……定額法
- なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る負債の計上基準…当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 繰延資産の処理の方法
- 開業費……………開業費の償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。
のれんの償却方法及び償却期間…のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(2) 連結損益計算書

従来、卸売事業における一部の連結子会社は、加工費用を「販売費及び一般管理費」として表示しておりましたが、当連結会計年度より「売上原価」として表示する方法に変更いたしました。この変更は、連結子会社における水産加工事業について、継続的で安定的な受注を得られる可能性が高まり、大規模かつ継続的な加工が行なえる体制が整ったことから、これを契機に、当該費用について、その発生の様態と収益との対応関係を再検討したことに伴い、売上原価と販売費及び一般管理費をより適正に表示するために行ったものであります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

減損損失 407百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの資産グルーピングは、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産、または資産グループについて、当該資産、または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値により測定しており、正味売却価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額等を使用し、また使用価値については、予測将来キャッシュ・フローなどに見積りや前提を使用しております。

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、中期経営計画の前提となった数値を基に、新型コロナウイルス感染症感染拡大による業績への影響期間の見積りを含む経営環境などの外部要因、当社グループ内で用いている予算などの内部情報、過去の実績などからの計画の進捗状況、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し、適宜修正し見積っております。割引率については、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクの両方を反映したものであり、自己資本コストと借入金利を加重平均した資本コストによっております。

当連結会計年度においては、水産物卸売事業セグメントの当社の固定資産135百万円及び、共同水産株式会社固定資産257百万円について減損の兆候が認められたことから、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失の認識の判定において、同社の予算及び中期経営計画等に基づく割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産グループの帳簿価額を下回っていることから、当該資産グループの減損損失の認識が必要と判断しております。

また減損損失の測定の結果、割引後将来キャッシュ・フローの合計がマイナスとなったことから、当該資産グループの帳簿価額の全額について減損損失を計上しております。

上記に加え、水産物卸売事業セグメントの当社の固定資産14百万円については、当社が八王子市内において所有していた土地を譲渡したことに伴い帳簿価額の全額について減損損失を計上しております。

上記の結果、当連結会計年度においては、減損損失として407百万円を計上しております。

なお、当該見積り・前提について、他の資産グループにおける将来キャッシュ・フローが想定より減少した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(2) たな卸資産の評価

①当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

売上原価（商品評価損） 1百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、たな卸資産の貸借対照表価額は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該正味売却価額の算出方法については、見積売価から見積追加販売原価等を控除した金額をもとに算出しております。

また見積売価については、期末日に最も近い通常取引における実績売価などにより算定しております。

当連結会計年度において、通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、1百万円であります。

正味売却価額の見積りには不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,001百万円

(2) 保証債務

銀行借入保証

東市築地水産貿易（上海）有限公司 16百万円

(3) 土地再評価法の適用

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の土地評価価額に合理的な調整を加味して算出しております。

② 再評価を行った年月日 2002年3月31日

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 固定資産売却益

当社が八王子市内において所有していた土地を譲渡したことによるものであります。

(2) 賃貸借契約解約損

当社が八王子市内において所有していた土地の賃貸借契約を解約したことに伴い発生した損失であり、賃貸借契約の解約に伴う違約金等による損失であります。

(3) 事業構造改善費用

当社が八王子支社を府中営業所に集約することに伴い発生した費用であり、当該事業構造改革に伴う費用を事業構造改善費用として計上しております。

事業構造改善費用の内訳は、以下のとおりであります。

補助金の返還費用 20百万円

早期退職関連費用 3百万円

その他 29百万円

計 53百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,247	—	—	2,247
合計	2,247	—	—	2,247
自己株式				
普通株式	3	0	—	3
合計	3	0	—	3

(注) 自己株式の普通株式の株式増加0千株は、単元未満株式の買い取りによる増加であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26 日定時株主 総会	普通株式	67	30.00	2020年3月31日	2020年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29 日定時株主 総会(予定)	普通株式	利益剰余金	78	35.00	2021年3月31日	2021年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(金融商品に対する取組方針)

当社グループの資金調達については銀行借入金によっております。また、資金の一部については、主に安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は為替予約取引であり、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行っておりません。

(金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制)

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況をその都度、把握する体制をとっております。

株式等である投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されていますが、取締役会及び経営会議への報告等、個別リスク管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3カ月以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、長期借入金は主に設備投資にかかる資金調達です。変動金利の借入金はありません。

デリバティブ取引は将来の外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引等があり、職務権限規程等に定める決裁権限に基づき実需の範囲で行うこととしております。また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、これらの管理は業務部が適時に資金繰り計画を作成・更新して管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
1) 現金及び預金	1,330	1,330	—
2) 受取手形及び売掛金	3,211	3,211	—
3) 投資有価証券	1,812	1,812	—
資 産 計	6,353	6,353	—
1) 支払手形及び買掛金	2,248	2,248	—
2) 短期借入金	497	497	—
3) 長期借入金	4,778	4,786	8
負 債 計	7,523	7,532	8
デリバティブ取引	△0	△0	—

1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

1) 現金及び預金、並びに2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

1) 支払手形及び買掛金、並びに2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

注2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	239百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。なお、非上場株式等については「3）投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では東京都において賃貸用マンション、賃貸商業施設を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
1,339百万円	1,794百万円

注1 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

注2 当連結会計年度末の時価は主として「不動産鑑定評価基準」に基づき、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産 | 2,540円0銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 231円22銭 |

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は東京都中央卸売市場豊洲市場において、賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約等の義務に関して資産除去債務を認識しております。

また、一部の資産において、解体・撤去時に法令の定める特別な方法で処理しなければならないアスベストが含まれているものがあり、当該処理費について資産除去債務を認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、賃貸借契約については使用見込期間は49年、割引率は1.0%を採用しております。

またアスベストが含まれているものについては、実際の廃棄等の処分に至っていないものであり、合理的に見積もられた除去費用を資産除去債務として計上しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	283百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1百万円
期末残高	284百万円

11. 重要な後発事象に関する注記

(重要な連結範囲の変更)

従来、重要性に乏しいために連結範囲に含めていなかった株式会社キタシヨク(以下、「キタシヨク」)については、2021年4月1日付けで当社を引受先とする第三者割当増資を実施したことに伴い、当社のキタシヨクに対する重要性が増したために、2021年5月14日の取締役会決議にてキタシヨクを連結範囲に含めることといたしました。2021年4月1日より、連結計算書類作成に当たっては、キタシヨクの経営成績及び財政状態が反映されます。

12. 追加情報

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染拡大の影響としましては、ワクチンの接種が始まったものの、変異種の発生等により、その影響の規模や収束の時期は不透明と判断しております。

当社グループでは、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染拡大の影響が2022年3月末まで一定程度継続していくものと仮定しております。

そのため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が仮定と異なった場合、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,906	流 動 負 債	3,326
現金及び預金	1,248	受託販売未払金	85
売掛金	2,309	買掛金	1,791
前渡金	100	短期借入金	723
商品及び製品	836	未払費用	350
原材料及び貯蔵品	3	未払法人税等	114
未収入金	273	賞与引当金	59
その他の	1,182	その他	201
貸倒引当金	△46	固 定 負 債	5,489
固 定 資 産	8,667	長期借入金	4,194
有形固定資産	5,881	退職給付引当金	405
建物	4,208	長期預り保証金	417
機械装置	857	繰延税金負債	165
土地	515	資産除去債務	284
その他	299	その他	22
無形固定資産	172	負 債 合 計	8,816
投資その他の資産	2,613	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,997	株 主 資 本	5,403
関係会社株式	152	資 本 本 金	2,037
関係会社長期貸付金	373	資 本 剰 余 金	977
破産更生債権等	44	資本準備金	977
その他	90	利 益 剰 余 金	2,395
貸倒引当金	△44	その他利益剰余金	2,395
資 産 合 計	14,573	繰越利益剰余金	2,395
		自 己 株 式	△5
		評価・換算差額等	352
		その他有価証券評価差額金	333
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	19
		純 資 産 合 計	5,756
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,573

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		57,239
売 上 原 価		54,066
売 上 総 利 益		3,172
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,072
営 業 利 益		100
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	54	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	19	
そ の 他	15	89
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26	
そ の 他	3	29
経 常 利 益		159
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	964	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	26	990
特 別 損 失		
関 係 会 社 支 援 損	380	
減 損 損 失	150	
貸 貸 借 契 約 解 約 損	73	
事 業 構 造 改 善 費 用	53	657
税 引 前 当 期 純 利 益		493
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		103
法 人 税 等 調 整 額		3
当 期 純 利 益		385

株主資本等変動計算書

（ 自 2020年4月1日 ）
（ 至 2021年3月31日 ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
			繰 越 利 益 剩 余 金			
当 期 首 残 高	2,037	977	2,077	△5	5,085	
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△67		△67	
当 期 純 利 益			385		385	
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0	
株主資本以外の項目 の当期 変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	317	△0	317	
当 期 末 残 高	2,037	977	2,395	△5	5,403	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	230	-	19	250	5,336
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△67
当 期 純 利 益					385
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目 の当期 変動額(純額)	103	△0	-	102	102
当 期 変 動 額 合 計	103	△0	-	102	420
当 期 末 残 高	333	△0	19	352	5,756

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの………移動平均法による原価法

デリバティブ………時価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 20～49年

機械及び装置 10～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金………売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づいて算定した額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度に係る計算書類に計上した金額

減損損失 150百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の資産グルーピングは、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産、または資産グループについて、当該資産、または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値により測定しており、正味売却価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額等を使用し、また使用価値については、予測将来キャッシュ・フローなどの見積りや前提を使用しております。

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、中期経計画の前提となった数値を基に、新型コロナウイルス感染症感染拡大による業績への影響期間の見積りを含む経営環境などの外部要因、当社で用いている予算などの内部情報、過去の実績などからの計画の進捗状況、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計

面等を考慮し、適宜修正し見積っております。割引率については、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクの両方を反映したものであり、自己資本コストと借入金金利を加重平均した資本コストによっております。

当事業年度においては、水産物卸売事業セグメントの固定資産135百万円について減損の兆候が認められたことから、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失の認識の判定において、同社の予算及び中期経営計画等に基づく割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産グループの帳簿価額を下回っていることから、当該資産グループの減損損失の認識が必要と判断しております。また減損損失の測定の結果、割引後将来キャッシュ・フローの合計がマイナスとなったことから、当該資産グループの帳簿価額の全額について減損損失を計上しております。

上記に加え、水産物卸売事業セグメントの固定資産14百万円については、当社が八王子市内において所有していた土地を譲渡したことに伴い帳簿価額の全額について減損損失を計上しております。

上記の結果、当事業年度においては、減損損失として150百万円を計上しております。なお、当該見積り・前提について、他の資産グループにおける将来キャッシュ・フローが想定より減少した場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(2) たな卸資産の評価

①当事業年度に係る計算書類に計上した金額

売上原価（商品評価損） 1百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、たな卸資産の貸借対照表価額は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該正味売却価額の算出方法については、見積売価から見積追加販売原価等を控除した金額をもとに算出しております。

また見積売価については、期末日に最も近い通常取引における実績売価などにより算定しております。

当事業年度において、通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、1百万円であります。

正味売却価額の見積りには不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,621百万円
(2) 保証債務	186百万円
銀行借入保証	
共同水産株式会社	160百万円
東市築地水産貿易（上海）有限公司	16百万円
取引債務保証	
共同水産株式会社	9百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	1,416百万円
(4) 関係会社に対する短期金銭債務	114百万円
(5) 関係会社に対する長期金銭債務	17百万円
(6) 土地再評価法の適用	

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の土地評価額に合理的な調整を加味して算出しております。

②再評価を行った年月日

2002年3月31日

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	売上高	4,375百万円
	仕入高	1,200百万円
	営業取引以外の取引高	11百万円

(2) 固定資産売却益

当社が八王子市内において所有していた土地を譲渡したことによるものであります。

(3) 関係会社支援損

当社の連結子会社である共同水産株式会社への貸付金の一部を債権放棄したことにより発生した損失であります。

(4) 賃貸借契約解約損

当社が八王子市内において所有していた土地の賃貸借契約を解約したことに伴い発生した損失であり、賃貸借契約の解約に伴う違約金等による損失であります。

(5) 事業構造改善費用

当社が八王子支社を府中営業所に集約することに伴い発生した費用であり、当該事業構造改革に伴う費用を事業構造改善費用として計上しております。

事業構造改善費用の内訳は、以下のとおりであります。

補助金の返還費用 20百万円

早期退職関連費用 3百万円

その他 29百万円

計 53百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度中 増加株式数(千株)	当事業年度中 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	3	0	—	3
合計	3	0	—	3

(注) 自己株式の普通株式の株式増加0千株は、単元未満株式の買い取りによる増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

貸倒引当金 27百万円

賞与引当金 18百万円

退職給付引当金 124百万円

減損損失 43百万円

有価証券等評価損等 43百万円

繰越欠損金 1,208百万円

その他 24百万円

繰延税金資産小計 1,489百万円

評価性引当額 Δ 1,417百万円

繰延税金資産合計 72百万円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

有価証券評価差額金 161百万円

資産除去債務 76百万円

繰延税金負債合計 237百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	共同水産㈱	所有 直接100%	商品の売買、 融資、 役員兼任	資金の貸付(注1) 債務保証(注2)	百万円 △196 160	短期貸付金	百万円 298
子会社	株式会社 鶴東市ロジステ イクス	所有 直接100%	商品の保管、 不動産貸、 融資、 役員兼任	資金の貸付(注1)	百万円 △7	短期貸付金	百万円 176
子会社	築地市川水産㈱	所有 間接100%	商品の売買、 融資、 役員兼任	資金の貸付(注1)	百万円 243	短期貸付金	百万円 512
子会社	㈱キタショク	所有 間接100%	商品の売買、 融資、 役員兼任	資金の貸付(注1)	百万円 △42	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	百万円 144 373

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しており、短期の貸付については純額で表示しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 共同水産㈱の借入金及び売買取引に対して債務保証を行ったものです。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産 | 2,565円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 171円68銭 |

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は東京都中央卸売市場豊洲市場において、賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約等の義務に関して資産除去債務を認識しております。

また、一部の資産において、解体・撤去時に法令の定める特別な方法で処理しなければならないアスベストが含まれているものがあり、当該処理費について資産除去債務を認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、賃貸借契約については使用見込期間は49年、割引率は1.0%を採用しております。

またアスベストが含まれているものについては、実際の廃棄等の処分に至っていないものであり、合理的に見積もられた除去費用を資産除去債務として計上しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	283百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1百万円
期末残高	284百万円

11. 追加情報

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響としましては、ワクチンの接種が始まったものの、変異種の発生等により、その影響の規模や収束の時期は不透明と判断しております。

当社では、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染拡大の影響が2022年3月末まで一定程度継続していくものと仮定しております。

そのため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が仮定と異なった場合、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

築地魚市場株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鳥羽正浩 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川宗 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、築地魚市場株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、築地魚市場株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

築地魚市場株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鳥羽正浩 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川宗 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、築地魚市場株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2021年5月25日

築地魚市場株式会社

代表取締役社長 吉田 猛 殿

築地魚市場株式会社 監査役会

監査役(常勤) 伊藤 隆 ⑩

監査役 室谷 和彦 ⑩

監査役 長沼 徹 ⑩

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役室谷和彦及び監査役長沼徹は社外監査役であります。

以上

以上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
問合せ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 (証券代行事務センター) みずほ信託銀行株式会社 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
公告掲載方法	電子公告 (https://www.tsukiji-uoichiba.co.jp/) ただし、事故その他やむを得ない事情によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

株式事務の取扱い

- 株式に関する各種お手続き（住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受領方法の指定等）は、株主様が口座を開設されている証券会社にてお取扱いしております。詳しくは、お取引証券会社にお問合せください。
- 証券会社に口座を開設されていない株主様の株式につきましては、「特別口座」で管理されております。「特別口座」に関する各種お手続き（証券会社の口座への振替、住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受領方法の指定等）は、みずほ信託銀行にてお取扱いいたします。
(みずほ証券では取次のみとなります)
- 未払配当金のお受取りにつきましては、みずほ信託銀行、みずほ銀行にてお取扱いいたします。
(みずほ証券では取次のみとなります)